

岩手県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和2年11月11日から同年12月9日まで関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
市野々地区（本郷甘藷1換地区、本郷甘藷2換地区、山口換地区、荒屋敷換地区、赤猪子1換地区、赤猪子2換地区、赤猪子3換地区及び赤猪子4換地区）	当該決定に係る換地計画書の写し	一関市役所